

第2回 象牙取引規制に関する有識者会議

西野亮子委員 資料

象牙取引を取り巻く国内外の動向



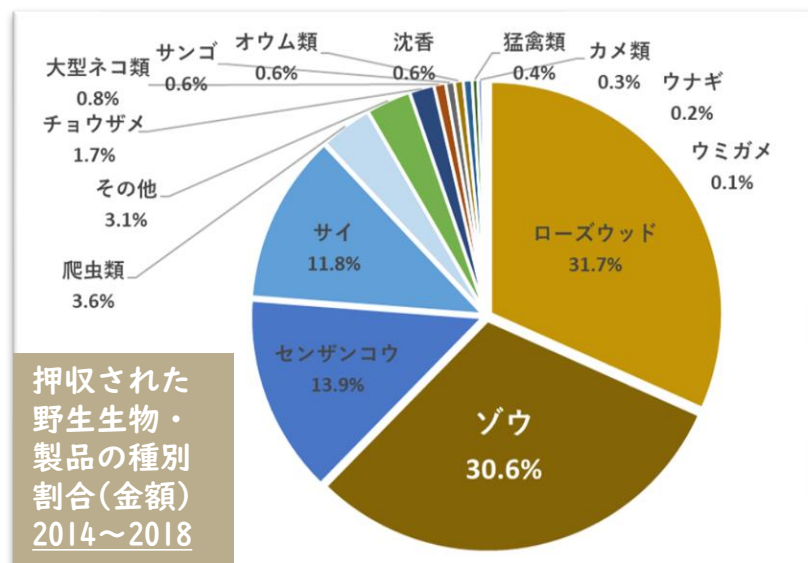
象牙取引規制に関する有識者会議（第2回）
2020年12月10日, TRAFFIC 西野亮子

象牙取引を取り巻く国内外の動向

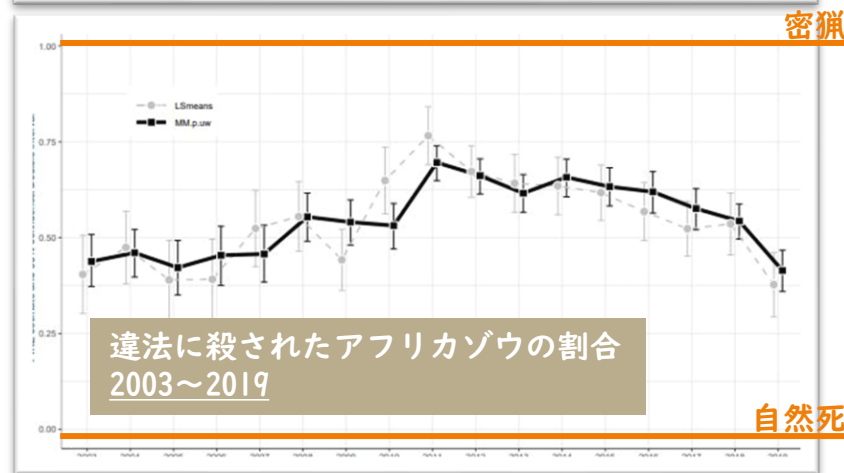
1. アフリカゾウの密猟と象牙の違法取引
2. 日本の国内象牙市場の概況
(TRAFFIC調査結果を中心に)
3. 国際動向

野生生物の密猟と密輸

違法取引の規模とルート (主要な密輸対象)



- ✓ 野生生物の違法取引は**世界第4位**の犯罪
- ✓ 野生生物犯罪の対象では、**ゾウ**の割合が高い
- ✓ **アフリカゾウの密猟**は深刻な割合
- ✓ 密猟のほとんどは、**象牙**目的



止まない象牙の違法取引



The seized tusks in Cameroon © Maha Ngalie, MINFOF (Ministry of Forestry and Fauna, Cameroon)

2020年10月22日

カメルーン南部(アンバム), 118本(626kg)の象牙押収

*カメルーン、ガボン、赤道ギニアの国境地域

ガボンからカメルーンに到着したトラックに積載されていた

2019年7月22日

シンガポール, 8.8+の象牙押収

*11.9+のセンザンコウのウロコも一緒に積載

コンゴ民主共和国から到着した船, ベトナムに向かう途中で、木材を装った積荷だった



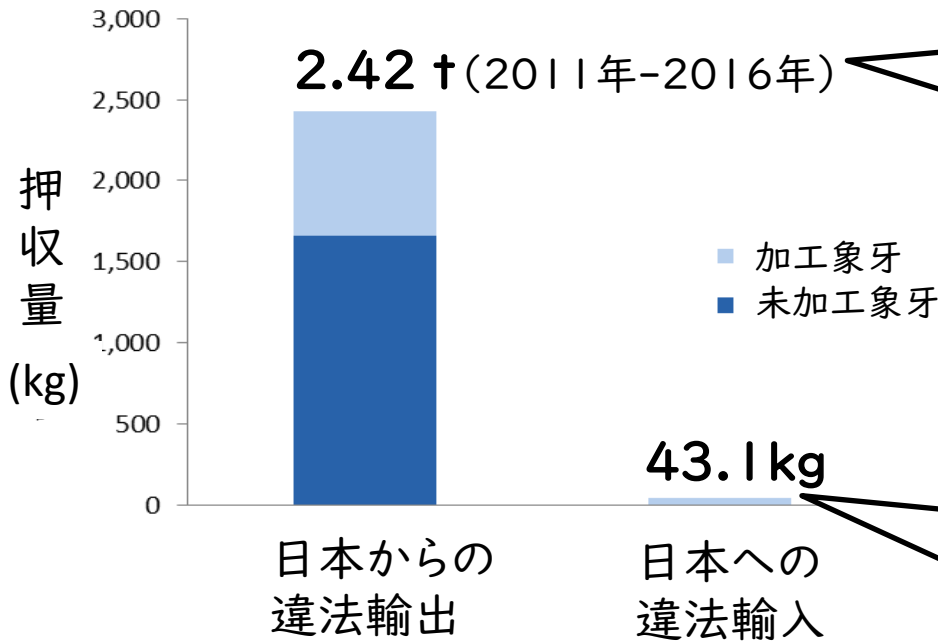
Image courtesy National Parks Board, Singapore

The seized ivory tusks

ETISデータ*象牙の違法取引の集積データベース(2017年)

近年、日本が密猟の要因とはなっていない

✓ 一方で、日本からの違法輸出による押収が2011年以降増加



95%が中国向け違法輸出
うち、中国当局による押収が94%、
日本での押収は6%

違法輸入は少ないが、
他国の報告と比較すると、
日本の押収件数は少ない
*2011年~2016年の押収件数は、日本:20件、
英国:430件、ドイツ:267件、フランス:395件

継続する中国への違法輸出

✓ 2019年に少なくとも380件(中国, 香港, 東南アジア4カ国のデータ)



©Zhanjiang Customs, Guangdong, China



©Zhanjiang Customs, Guangdong, China

2020年6月広東省湛江税関にて
日本由来の象牙製品(軸先)
*ラマン装置による予備識別(右)

このうち、**36件は輸出元が日本**
※1件の押収量は少ないものの、
中国関連の押収で件数が最多

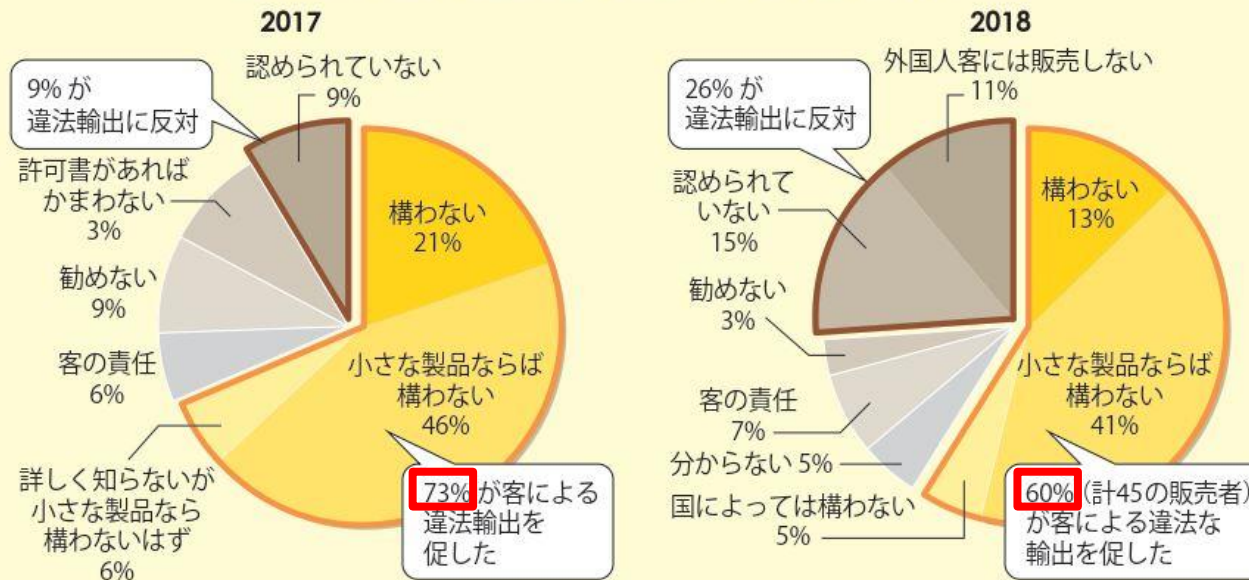
Source: TEETERING ON THE BRINK (TRAFFIC, 2020)

違法輸出に繋がる国内象牙市場

TRAFFICジャパン独自調査(2017年、2018年)

✓ 違法輸出に繋がる販売を確認

「象牙を日本国外に持ち出しても良いか？」に対する販売者の回答



2017年 (n=33), 2018年 (n=75)



海外市場向けデザインの製品

TRAFFICジャパン独自調査(2018年)

✓ 匿名性の高いオンラインでの活発な象牙取引



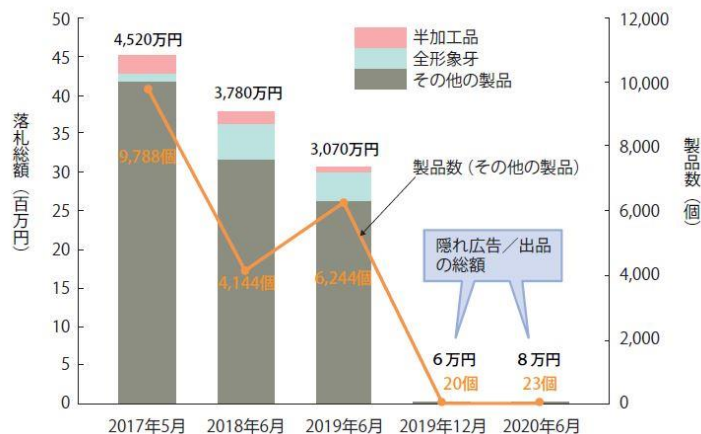
違法取引の調達元(供給源)となるリスクから、
2017年に楽天(株)、(株)メルカリが運営するインターネットプラットフォームで
象牙取引が禁止となった
***企業による自主的措置**

調査からは、隠れ広告/出品など課題が残ることが示された

隠れ広告/出品=該当製品(本調査では象牙)ではないと謳っている出品、
または明示されていない出品。暗号や隠語などを用いて、該当品とほのめかしている場合がある。

TRAFFICジャパン独自調査(2020年)

✓ オンラインでの象牙販売量の大幅な減少を確認



2019年11月, 国内最大の象牙取引量であったヤフー(株)が運営するプラットフォームで象牙取引が禁止となった
***企業による自主的措置**

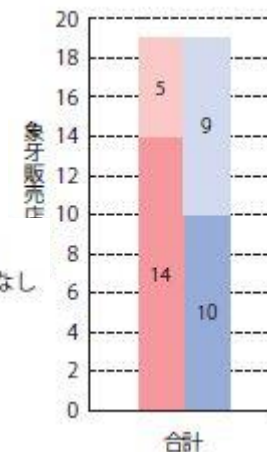
現在はほとんどのサイトで象牙取引は禁止となっている(調査した16サイト中, 14サイトで象牙取引が禁止されている)
 引き続き, 隠れ広告/出品や識別の課題が残ることが示された

Source: TEETERING ON THE BRINK (TRAFFIC, 2020)

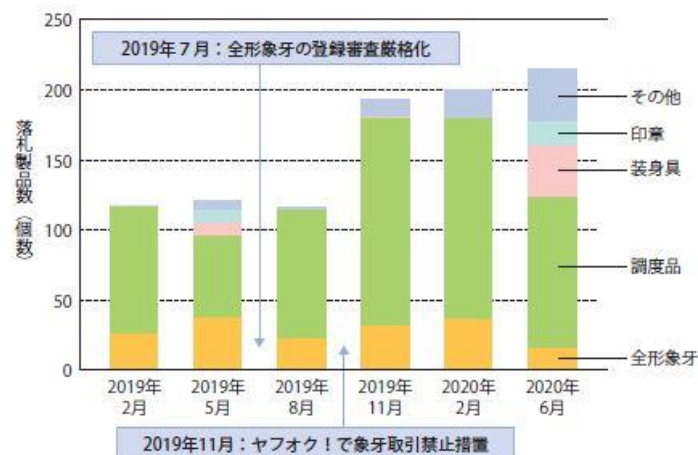
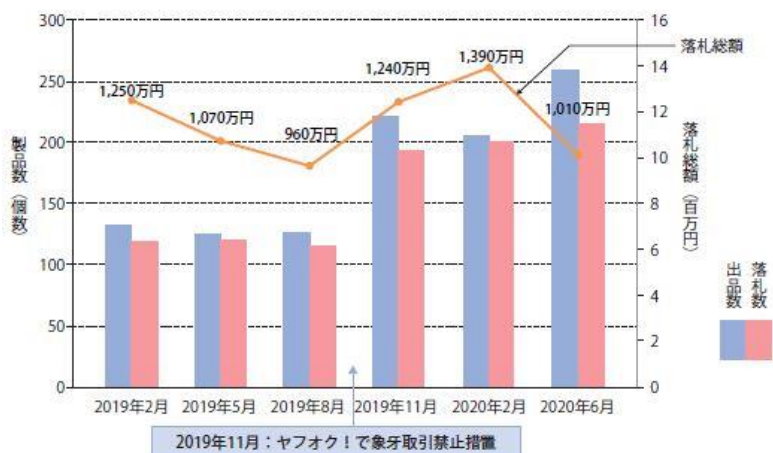
TRAFFICジャパン独自調査(2020年)

✓ 事業者による法令遵守レベルの低さ

- 象牙取扱事業者としての登録(義務)
 - 事業者情報の掲示(義務)
- *ほとんどのサイトで象牙取引が禁止となっているにもかかわらず,象牙製品の広告/出品が散見された



✓ 安定的に継続するオークションハウスでの取引

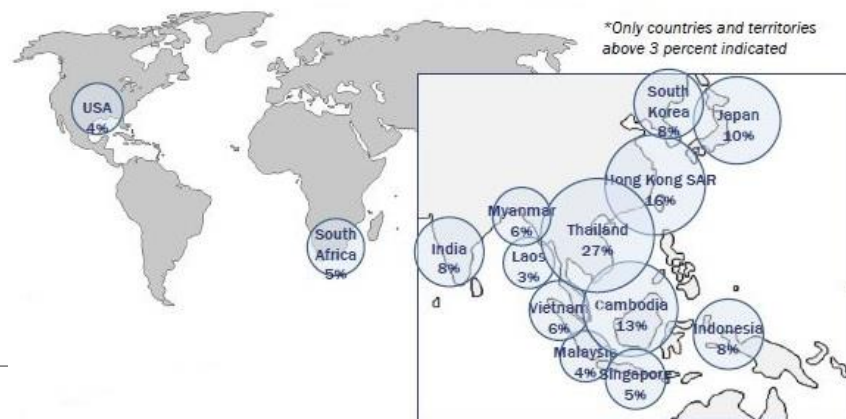
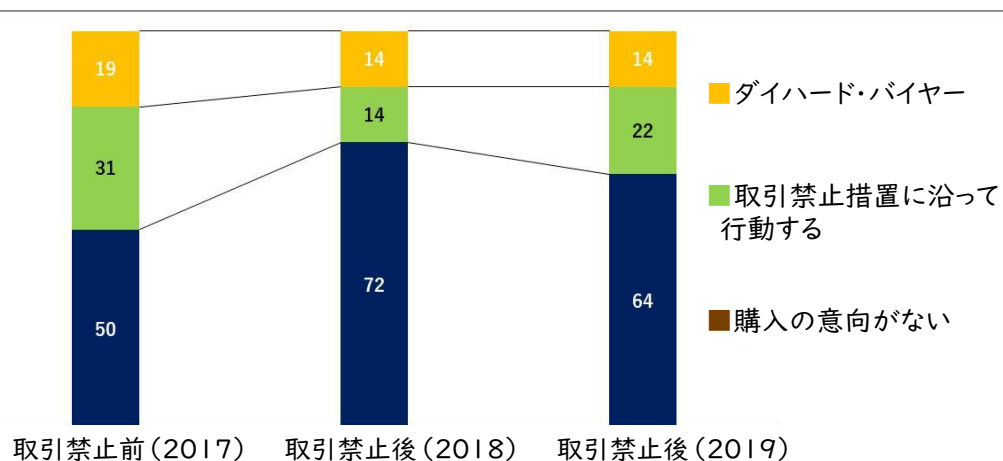


Source: TEETERING ON THE BRINK (TRAFFIC, 2020)

✓ 2017年12月末をもって中国で国内取引が禁止に

中国本土での意識調査(2019年)

- 取引禁止措置を知った上でも象牙の購入意向のある中国人14%
- 渡航先(日本含)で象牙を購入して中国へ持ち帰る事例の増加

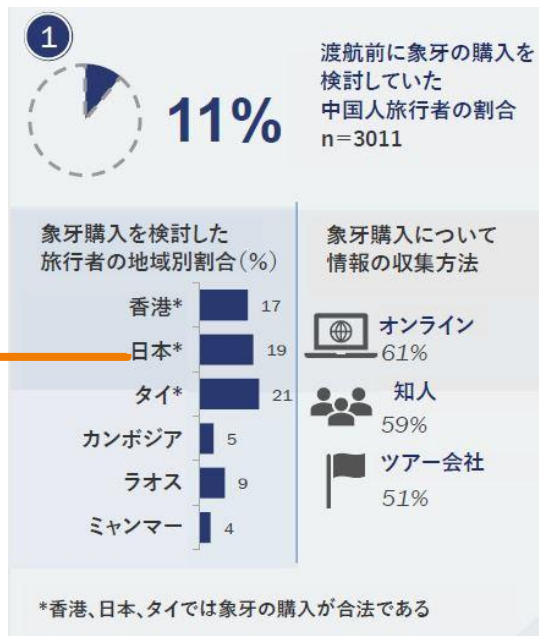


その他、

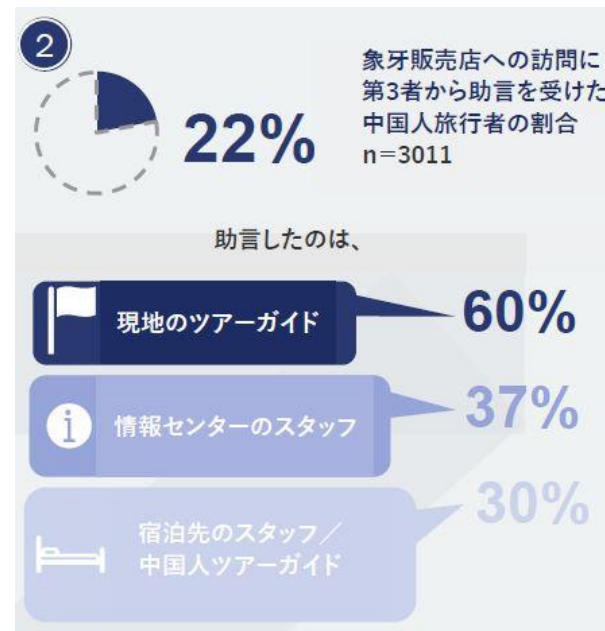
- ベトナムからの国境を越えた違法取引が深刻
- ミャンマーやラオスなど周辺国での市場拡大の懸念

★残る需要と、周辺地域への取引拡大の懸念

中国本土での意識調査(2019年~2020年)



*7カ国/地域(カンボジア, ラオス, 日本, 香港, ミャンマー, タイ, ベトナム)への渡航経験について



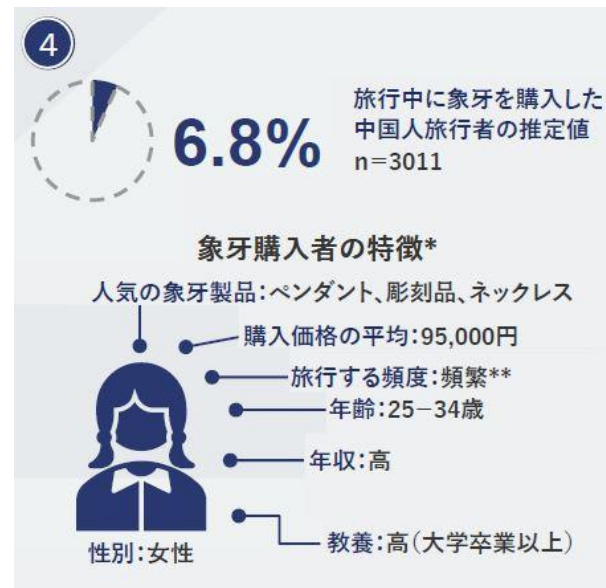
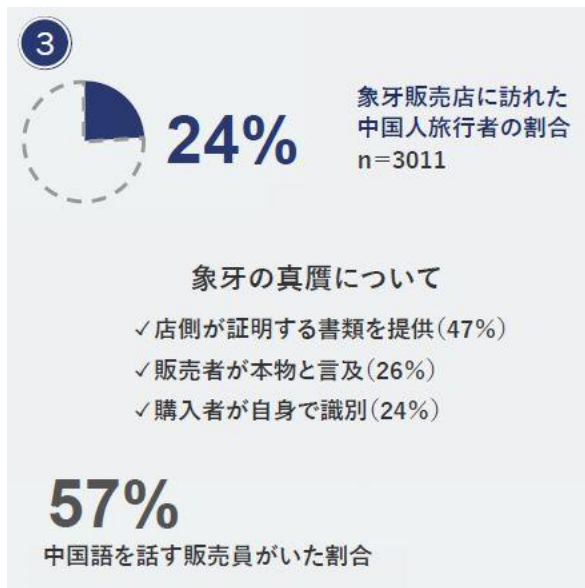
日本で象牙の購入を検討している人の割合が高い

日本への旅行者の結果



中国本土での意識調査(2019年~2020年)

*7カ国/地域(カンボジア, ラオス, 日本, 香港, ミャンマー, タイ, ベトナム)への渡航経験について



日本への旅行者の結果



★旅行者による日本からの象牙持ち出しの懸念

各国の対応（象牙取引）

2013年	3月	CITES, タイ	CoPI6:タイが取引停止の実施を宣言
2014年	3月	ベトナム	最優先課題として位置付けることを発表
2015年	9月	米国・中国	取引停止に向けた対策を取ることを宣言
2016年	1月	香港	取引停止措置を講じることを表明
	2月	EU	取引制限を発表
	10月	CITES	CoPI7:決議10.10の改正
	12月	中国	方針発表
2017年	2月	英国	議論スタート
	11月	CITES	SC69:日本へ実施状況報告を求める勧告
2018年	4月	台湾	法改正を発表
	9月	CITES	SC70:日本政府実施状況報告
2019年	1月	EU	ステークホルダーとの意見交換実施
	8月	シンガポール	方針発表

★日本にも、指針を示すことが求められている！

民間セクターで進む取り組み

✓ 象牙を含む野生生物の違法取引撲滅には官民の連携が重要

Transport Taskforce (運輸タスクフォース) 2014年~

水際の摘発率向上を目指している

航空、海運、貨物など輸送に携わる120企業・組織が「バッキンガム宮殿宣言」にコミット

Financial Taskforce (金融タスクフォース) 2018年~

野生生物犯罪にかかわる金融フローの阻止を目指している

銀行を中心とした金融関連の38企業・組織が「マンションハウス宣言」にコミット

TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース) 2020年7月~

企業による情報開示のガイドラインの策定を目指し、

62の金融関連企業・機関が参加している

都市による象牙取引規制

米国では、連邦法で象牙取引が原則禁止となっている他、州独自に、州内の取引を規制している

*カリフォルニア州, コロンビア特別区, ニュージャージー州, ハワイ州, ニューヨーク州, バーモント州, イリノイ州, ニューハンプシャー州, ネバダ州では州内の象牙取引禁止を定めている



日本政府に向けて

- 日本政府は、狭い例外を除く国内象牙取引の停止に向けた政策に舵を切り、そのための行動計画を、東京オリンピック・パラリンピックまでに策定すること

eコマース企業に向けて

- 象牙取引禁止措置を導入している企業は、企業ポリシーの遵守を強化すること、また、依然として象牙取引を容認しているプラットフォームについては、自主的な取引禁止措置を導入すること

- 国内象牙市場の実態把握
- 企業による自主的取り組みの後押しやサポート
- 事業者や消費者の意向, 社会状況の変化を見据えた指針の策定

